

序章 都市計画道路の整備に関する基本的な考え方について

1 はじめに

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を確保する上で重要な都市施設*として、都市計画法*に基づいて定められた道路です。

本市の都市計画道路は、高度経済成長期*の人口増加や市街地の拡大に伴う自動車交通量の増大を背景に、62 路線、約 148km が都市計画決定され、これまでに約 4 割の整備を進め、良好な市街地の形成や産業・経済活動の活性化等、都市の発展の一翼を担ってきました。

しかし、人口減少・少子高齢化*の進展、厳しい財政状況により公共投資*が減少するなど、社会経済情勢が大きく変化しており、都市計画決定後、長期間にわたり事業が実施されていない路線の中には、時間の経過とともに当初決定の必要性等に変化が生じている可能性があることから、必要性等を再検証する必要があります。

このような状況を踏まえ、本市の都市計画道路の必要性や役割等を再検証し、目指すべき将来都市像*実現のための都市計画道路のあり方について検証するとともに、都市計画道路事業をより効率的・効果的に推進するため、「沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方」を策定します。

2 都市計画道路の整備に関する基本的な考え方の位置付け

本市では、様々な計画によってまちづくりが進められています。その計画の中でも、本市の最上位計画である「第4次沼津市総合計画*」において、コンパクトなまちづくり*に取り組んでいく必要があると示されています。

また、「第2次沼津市都市計画マスタープラン*」において、第4次沼津市総合計画*が目指すまちづくりを実現するために、持続可能なまちづくり*に取り組むこととしています。

このことから、これらの上位・関連計画で示されている「将来都市像*」等との整合を図り、都市計画道路のあり方を検証していきます。

表1 上位・関連計画

計画名	策定・改定年月日
第4次沼津市総合計画*	平成23年3月（平成26年11月一部追加修正）
東駿河湾広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*	平成29年3月
第2次沼津市都市計画マスタープラン*	平成29年1月
沼津市立地適正化計画*	策定中
沼津市中心市街地まちづくり計画	平成27年8月
沼津市公共施設マネジメント計画	平成29年3月
沼津市まちなか居住促進計画	平成27年8月
沼津市景観計画	平成22年12月（平成27年4月改定）
沼津市地域防災計画	平成28年度修正
沼津市自転車ネットワーク計画	平成29年11月

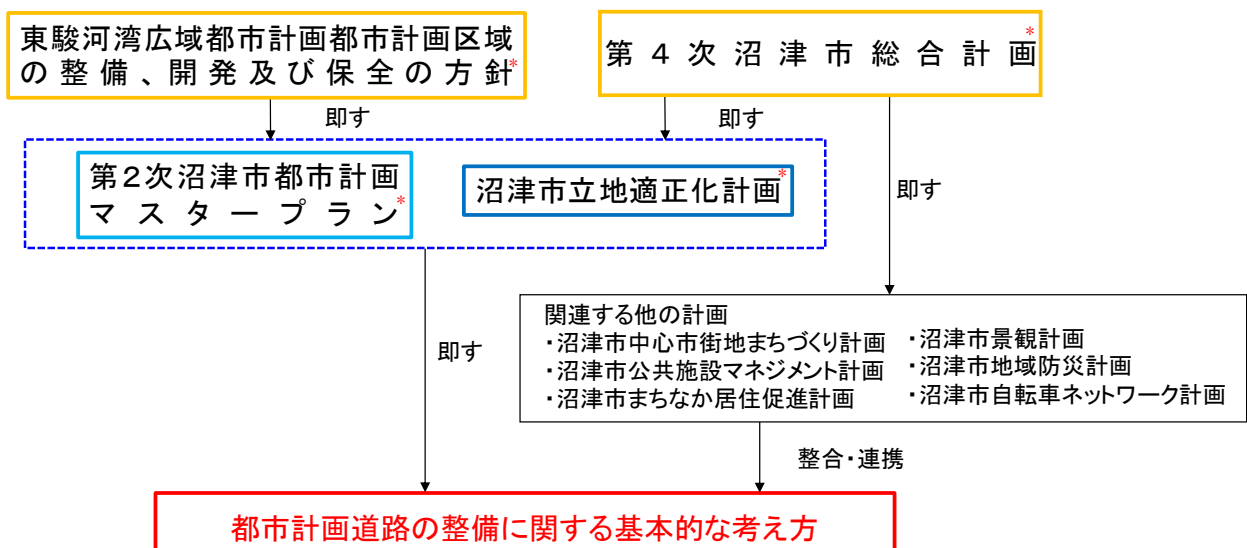


図1 都市計画道路の整備に関する基本的な考え方の位置付け

3 検討体制

「都市計画道路の整備に関する基本的な考え方」及び、優先整備路線・見直し候補路線を選定する「都市計画道路の整備方針」の策定にあたっては、有識者から提言・助言を受け、庁内検討会で検討するとともに、市民意見を反映するため、説明会やパブリックコメント*を実施します。

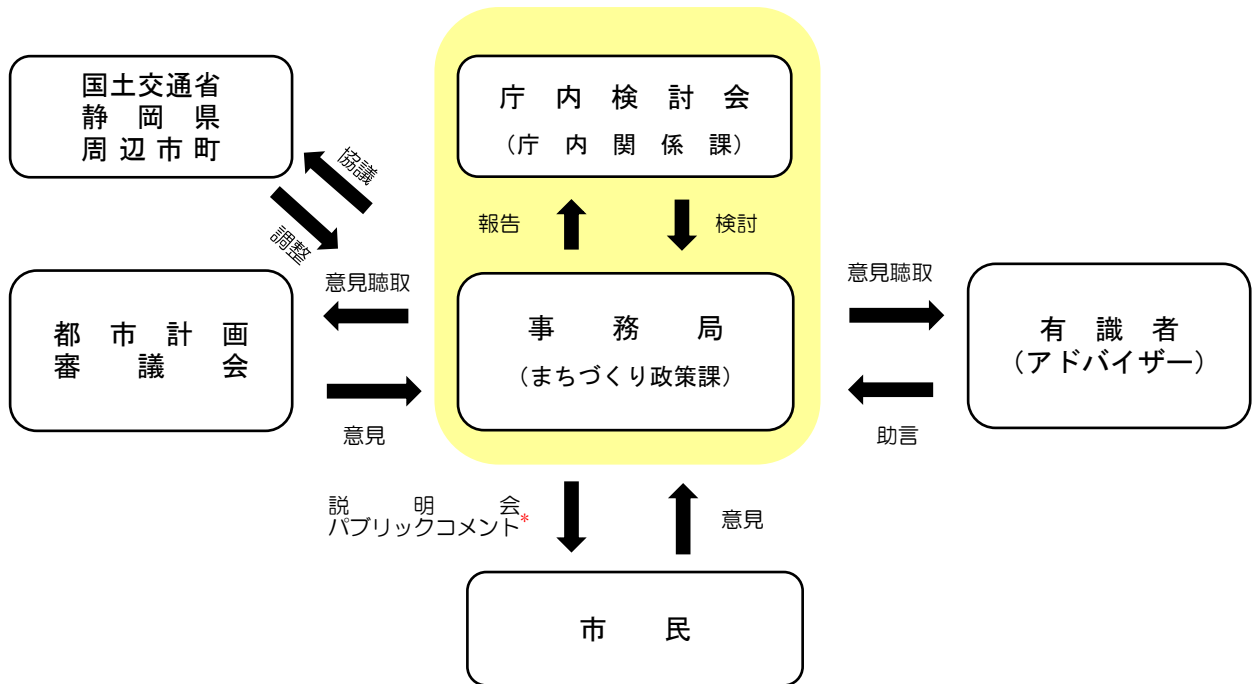


図2 検討体制図